

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和7年7月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。</p> <p>具体的には次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none">○被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務○被保険者証又は認定証に関する事務○介護給付、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る給付の支給に関する事務○要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務○要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務○介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務○居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務○保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務○保険給付の支払の一時差止に関する事務○保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務○保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠となる項)2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161 (第2条の表における情報照会の根拠となる項)131、132
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
0797-77-2024
宝塚市総務部総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
0797-77-2069
宝塚市健康福祉部介護保険課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <input type="checkbox"/> [30万人以上] <input type="checkbox"/> [1,000人未満(任意実施)] <input type="checkbox"/> [1,000人以上1万人未満] <input type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <input type="checkbox"/> [10万人以上30万人未満] <input type="checkbox"/> [30万人以上]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> [500人未満] <input type="checkbox"/> [500人以上] <input type="checkbox"/> [1,000人未満] <input type="checkbox"/> [1,000人以上1万人未満] <input type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <input type="checkbox"/> [10万人以上30万人未満] <input type="checkbox"/> [30万人以上]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> [発生なし] <input type="checkbox"/> [発生あり] <input type="checkbox"/> [発生なし]
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における情報連携や住基ネット照会については、事務取扱担当者を登録しているものに限っており、通常の業務においてマイナンバーを利用するわけではない。また、書類上で取得したマイナンバー等の個人情報については、適切な管理・保管、確実な廃棄を行っている。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務に携わる職員が、年に1回は、マイナンバーの適切な取扱いに係る研修を受講するとともに、その内容が適切に業務に生かされているか、日常的に所属長が点検を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5. 実施評価機関における担当部署 ②所長	介護保険課長 藤井 さよ子	介護保険課長 浅井 伸治	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所長の役職名	介護保険課長 浅井 伸治	介護保険課長	事後	
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	IV リスク対策 8. 監査	[〇]自己点検 [〇]内部監査 []外部監査	[〇]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年9月2日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	文中「〇介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務」	文中「〇介護給付、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る給付の支給に関する事務」	事後	
令和3年9月2日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、兵庫県電子申請共同運営システム	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2136	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2069	事後	
令和3年9月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月12日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、兵庫県電子申請共同運営システム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ぴったりサービス	事後	兵庫県電子申請共同運営システムを介しての電子申請対応
令和4年7月12日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[〇]委託しない	[]委託しない 十分である	事後	
令和5年2月28日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ぴったりサービス	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータルを介しての電子申請サービスの開始に伴う	事後	
令和6年5月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条第1項 100の項	事後	番号法改正に伴うもの
令和7年1月20日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	番号法改正に伴うもの
令和7年1月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新様式による項目追加	事後	